

意見書

平成23年9月2日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 698-0002

(ふりがな) しまねけんますだししもほんごうちょう

住所 島根県益田市下本郷町56-1

(ふりがな) かぶしきがいしゃまいめでいあ

名称 株式会社マイメディア

(ふりがな) だいひょうとりしまりやく ひでうら みはる

氏名 代表取締役 秀浦 実晴

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条の規定により、平成23年7月26日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」に関し意見提出の機会を頂き、誠に有難うございます。

以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、ご検討の程、宜しくお願い致します。

弊社は、島根県の西部で平成14年よりADSL事業を営んでいる電気通信事業者です。この度の改正案につきましては、基本的に賛成できるものではございますが、次の2点につきましても合わせてご検討頂きますよう宜しくお願い致します。

1. ボトルネックとなっている116番の業務見直し

NTT東西殿の116番は、「電話の新設・移転・各種ご相談」窓口となっており、回線移転や付加サービスの申し込み等、その都度、利用者からの電話を受ける業務構造となっております。

例えば、当社のADSLをご利用中のお客様から頂いたお声に「116番でナンバーディスプレイを申し込む際に、フレッツ光のサービスを勧められた。」など、様々な業務手続きの窓口となっている116番を活用し、NTT殿に優位な営業活動が行われていたと思われる事例がございます。

その為、業務手続き上のボトルネックとなっている116番についても、「公正な競争環境整備」の為の見直しが必要であると考えます。

2. 第三者機関による接続業務実施状況の監査の実施

「公正な競争環境整備」を実現する為には、本改正案にあるNTT東西殿の内部に監視部門を置くことに加え、第三者機関による接続業務実施状況の監査が必要であると考えます。また、監査の実施に関しては、NTT東西殿の監視結果の報告に加え他事業者からのヒアリングなどによる実情の把握を行い、監視部門だけでは見つからない問題についても洗い出す必要があると考えます。